

事務連絡  
令和2年9月18日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた地域の医療機関への迅速なID付与について（HER-SYS 関係）

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）については、各自治体において積極的に御活用いただいております。HER-SYS へのアクセスに必要となるID付与につきましては、これまでも、「帰国者・接触者外来等の医療機関等における新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の利用促進について」（令和2年7月17日付け事務連絡）等により、医療機関や宿泊療養施設等に対するID付与を早急に進めていただくようお願いしてきたところです。

また、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備については、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）により、今後を見据えた体制整備について10月中を目処に取り組んでいただくようお願いしたところです。

そのため、各都道府県等におかれましては、下記の事項に留意しつつ、医療機関（診療・検査医療機関（仮称）としての役割を担う医療機関をいう。以下同じ。）に対して、HER-SYS へのアクセスに必要となるID付与を計画的に進めていただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 地域の医療機関に対する計画的なID付与の推進

- 上記のとおり、次のインフルエンザ流行に備えて、各都道府県等において、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を10月中目処に整備するよう、お願いしているところです。
- 感染症法第12条に基づく発生届の提出等については、真にやむを得ない事情がある場合を除き、HER-SYS に入力することにより行うこととしておりますので、各都道府県等におかれては、上記医療提供体制の整備に合わせて、HER-SYS へのアクセスに必要となるIDが付与されていない医療機関に対し、10月中を目

処にIDを付与できるよう、計画的に対応していただきますようお願いいたします。（一医療機関当たりのID付与数は、最大6名となります。）。

## 2. 保健所における利用者認証実施者の追加

- 医療機関におけるHER-SYS利用者に対するID・パスワードの付与を行うのは保健所の利用者認証実施者となりますが、医療機関に対するID付与がより円滑に進むよう、希望に応じて、保健所における利用者認証実施者を1名追加することも可能とします。
- ついては、保健所における利用者認証実施者の追加を希望される場合には、下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。
- なお、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）等によりお知らせしているとおり、データ入力等の業務については積極的に外部委託するなど、保健所における業務負担の軽減策を検討し、技術系職員が積極的疫学調査等の専門性の高い業務に専念できる体制を整備していただきますよう、改めてお願いいたします。

## 3. HER-SYS に未登録の医療機関の取扱い

- IDを付与しようとする医療機関がHER-SYSのデータベースに登録されていない場合、HER-SYSのIDを有する都道府県等及び保健所の職員であれば、HER-SYSのデータベースに医療機関を直接登録することも可能です。詳細は、既に送付済みの「入力マニュアル」を御参照ください。
- なお、ヘルプデスク（電話番号：03（6877）5154）でも随時御相談をお受けしています。ヘルプデスクの受付時間は、祝日を除く月～金の9：00から18：00です。

## 4. その他

- この間、医療機関の担当者向けマニュアルやQAの整備等を進めてきたところですが、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備を進めることで、より多くの医療機関にHER-SYSを活用いただくことになるため、今後、更に簡略化した入力マニュアル等を整備する予定です。
- また、10月中には、地域の医療機関等を対象としたオンライン説明会を開催することも検討しています。具体的な日時等は追ってお示しする予定です。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8082／8083）

メール：corona-taisaku@mhlw.go.jp